

令和7年7月10日
国土交通省関東地方整備局
東京国道事務所

災害時の応急対策に協力していただける企業を募集します

～災害時における災害応急対策業務に関する協定～

本日7月10日から7月31日まで、東京国道事務所における災害時の協定区間（地震時11区間・地震時以外31区間）について、協定にご協力していただける企業を募集します。

1. 募集協定名 : 災害時における災害応急対策業務に関する協定
2. 公募期間 : 令和7年7月10日（木）～令和7年7月31日（木）
3. 公募区間 : 地震時11区間・地震時以外31区間（別添-2・3参照）
4. 協定期間 : 令和7年9月1日～令和8年8月31日（1年間）
5. 応募方法 : 東京国道事務所ホームページに掲載しますのでご覧ください。

※本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力の「地域貢献度」の項目で加算評価されます。

東京国道事務所では、地震・大雨・大雪などにより、当事務所が管理する道路施設が被災した場合に、迅速な情報収集、被災施設の早期復旧や被害拡大の防止を図るため、建設資機材及び労力を保有する企業と「災害時における災害応急対策業務に関する協定」を締結し、災害に備えております。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 東京国道事務所

電話：03-3512-9090（代表） メールアドレス：ktr-toukoku-press@mlit.go.jp

副所長（技） 石崎（いしざき）（内線：204）

防災情報課 建設専門官 大成（おおなり）（内線：306）

協定及び公募の概要

《協定の目的》

本協定は、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力等について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

《業務内容》

■地震時

- ①道路巡回・・・損壊箇所等被害の把握と報告
- ②緊急措置・・・道路利用者の安全確保のためのバリケード等の設置
- ③道路啓開・・・緊急車両の通行を確保するための障害物の除去等
- ④応急復旧・・・状況に応じた応急復旧を実施
- ⑤その他・・・上記の他、要請内容に基づく活動

■地震時以外

- ①道路巡回・・・損壊箇所等被害の把握と報告
- ②緊急措置・・・道路利用者の安全確保のためのバリケード等の設置
- ③応急復旧・・・道路の機能を確保するための状況に応じた復旧等
- ④除雪作業・・・車道・歩道等における除雪・排雪・凍結防止剤の散布等
- ⑤その他・・・上記の他、要請内容に基づく活動

《協定担当区間》

道路啓開区間（地震時 1 1 区間・地震時以外 3 1 区間）

《協定期間》

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日（1 年間）

《応募資格》

- ①関東地方整備局(港湾空港関係を除く)令和 7・8 年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事、橋梁補修工事のいずれかに認定されている者であること。
- ②東京都内、埼玉県内、千葉県内、神奈川県内のいずれかに建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ③平成 2 2 年 4 月 1 日以降に、東京都内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事、橋梁補修工事のいずれかの施工実績を有すること。

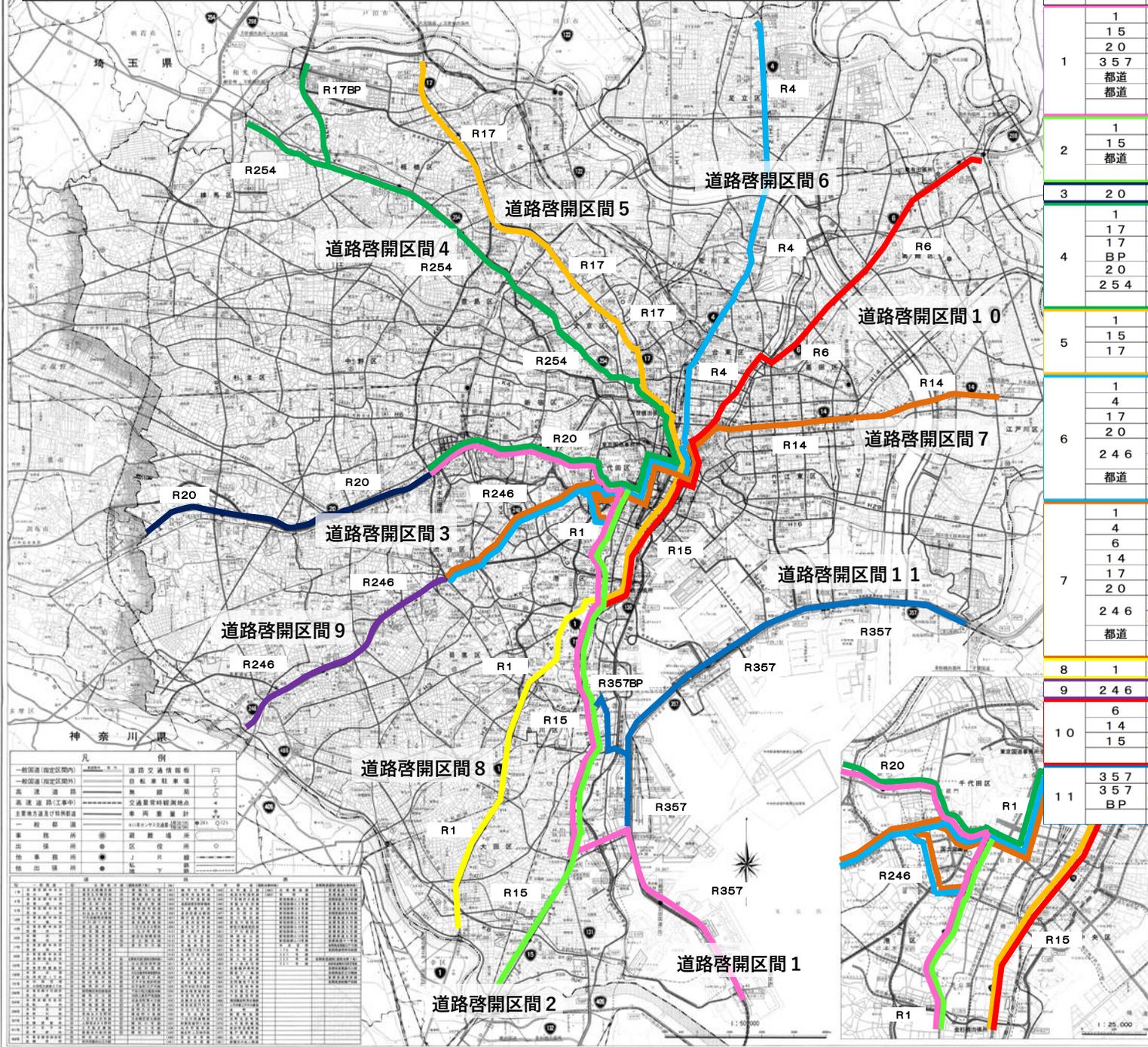
《スケジュール》

- ①公募期間は、令和 7 年 7 月 1 0 日(木)～令和 7 年 7 月 3 1 日(木)まで
- ②協定締結者への通知：令和 7 年 8 月下旬頃を予定

※詳細は、下記、東京国道事務所ホームページの「最新のお知らせ」をご覧ください。

東京国道事務所ホームページ：<https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/>

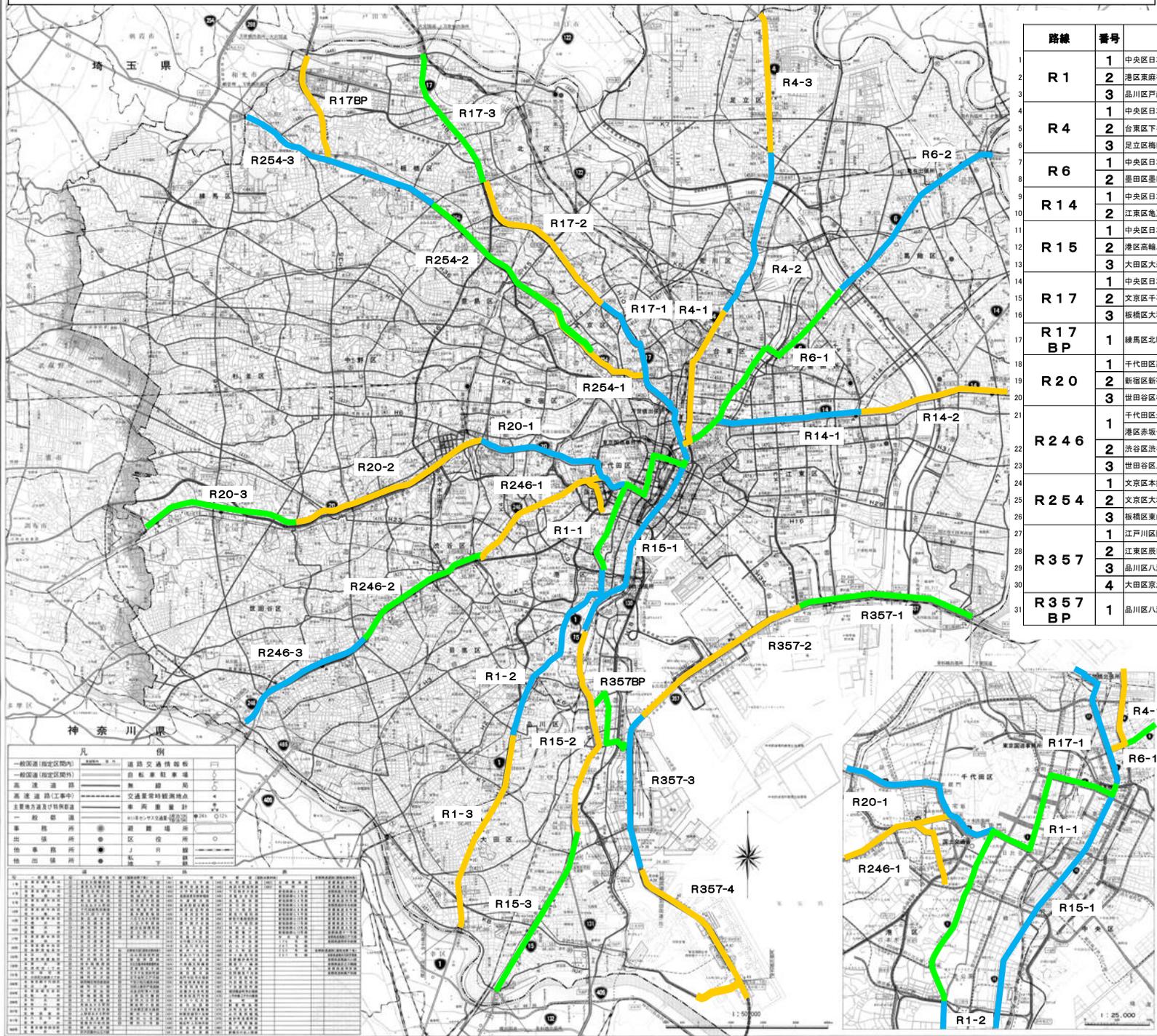
災害時における災害応急対策業務に関する協定区間図（地震時）11区間



道路啓開区間	路線	担当区間	距離	Kp
1	1	千代田区霞が関一丁目～港区芝五丁目	3.64	2.94 ~ 6.58
	15	港区芝五丁目～大田区大森本町二丁目	7.90	5.36 ~ 13.26
	20	千代田区霞が関一丁目～渋谷区代々木四丁目	6.94	2.94 ~ 9.88
	357	太田区東海三丁目～太田区羽田空港三丁目	5.58	38.21 ~ 43.79
	都道	主要地方道301号線	0.28	0.28
	都道	主要地方道318号環状7号線	1.90	1.90
			26.24	
2	1	千代田区霞が関一丁目～港区芝五丁目	3.64	2.94 ~ 6.58
	15	港区芝五丁目～大田区東六郷三丁目	12.73	5.36 ~ 18.09
	都道	主要地方道301号線	0.28	0.28
			16.65	
3	20	渋谷区初台一丁目～世田谷区給田三丁目	9.70	9.88 ~ 19.58
4	1	中央区日本橋一丁目～千代田区霞が関一丁目	2.94	0.00 ~ 2.94
	17	中央区日本橋一丁目～文京区本郷二丁目	3.16	0.00 ~ 3.16
	17BP	練馬区北町三丁目～板橋区三園二丁目	3.48	0.00 ~ 3.48
	20	千代田区霞が関一丁目～渋谷区代々木四丁目	6.94	2.94 ~ 9.88
	254	文京区本郷三丁目～練馬区旭町三丁目	15.22	0.00 ~ 15.22
			31.74	
5	1	中央区日本橋一丁目	0.19	0.00 ~ 0.19
	15	中央区日本橋一丁目～港区芝五丁目	5.17	0.19 ~ 5.36
	17	中央区日本橋一丁目～板橋区舟渡三丁目	15.97	0.00 ~ 15.97
			21.33	
6	1	中央区日本橋一丁目～千代田区霞が関一丁目	2.94	0.00 ~ 2.94
	4	中央区日本橋室町三丁目～埼玉県草加市谷塚二丁目	14.00	0.54 ~ 14.54
	17	中央区日本橋一丁目～中央区日本橋室町三丁目	0.54	0.00 ~ 0.54
	20	千代田区霞が関一丁目～千代田区永田町一丁目	0.88	2.94 ~ 3.82
	246	千代田区永田町一丁目～渋谷区南平台町	5.76	0.00 ~ 5.76
	都道	港区赤坂一丁目～千代田区永田町二丁目	1.08	0.00 ~ 1.08
都道	都道405号	0.36	0.36	
			25.56	
7	1	中央区日本橋一丁目～千代田区霞が関一丁目	2.94	0.00 ~ 2.94
	4	中央区日本橋室町三丁目～中央区日本橋本町三丁目	0.25	0.54 ~ 0.79
	6	中央区日本橋本町三丁目～中央区日本橋馬喰町二丁目	1.00	0.79 ~ 1.79
	14	中央区日本橋馬喰町二丁目～江戸川区大杉三丁目	9.14	1.79 ~ 10.93
	17	中央区日本橋一丁目～中央区日本橋室町三丁目	0.54	0.00 ~ 0.54
	20	千代田区霞が関一丁目～千代田区永田町一丁目	0.88	2.94 ~ 3.82
	246	千代田区永田町一丁目～渋谷区南平台町	5.76	0.00 ~ 5.76
都道	港区赤坂一丁目～千代田区永田町二丁目	1.08	0.00 ~ 1.08	
都道	都道405号	0.36	0.36	
			21.95	
8	1	港区芝五丁目～大田区多摩川三丁目	11.62	6.58 ~ 18.20
9	246	渋谷区南平台町～世田谷区玉川三丁目	7.99	5.76 ~ 13.75
10	6	中央区日本橋馬喰町二丁目～葛飾区金町三丁目	12.36	1.79 ~ 14.15
	14	中央区日本橋一丁目～中央区日本橋馬喰町二丁目	1.29	0.50 ~ 1.79
	15	港区芝五丁目～中央区日本橋一丁目	4.50	0.50 ~ 5.00
			18.15	
11	357	江戸川区臨海町六丁目～太田区東海三丁目	15.33	22.88 ~ 38.21
	357BP	品川区八潮一丁目～品川区北品川二丁目	3.09	0.00 ~ 3.09
	BP			
			18.42	

注) 協定区間の表示は、区間を区別するため表示方法を使い分けしたものである。

災害時における災害応急対策業務に関する協定区間図（地震時以外）31区間



路線	番号	担当区間	距離	Kp
R 1	1	中央区日本橋一丁目～港区東麻布一丁目	5.79	0.00 ~ 5.79
	2	港区東麻布一丁目～品川区戸越六丁目	6.25	5.79 ~ 12.04
	3	品川区戸越六丁目～大田区多摩川二丁目	6.16	12.04 ~ 18.20
R 4	1	中央区日本橋室町三丁目～台東区下谷三丁目	4.49	0.54 ~ 5.03
	2	台東区下谷三丁目～足立区梅田七丁目	5.17	5.03 ~ 10.20
R 6	1	中央区日本橋本町三丁目～墨田区墨田四丁目	6.93	0.79 ~ 7.72
	2	墨田区墨田四丁目～葛飾区金町三丁目	6.43	7.72 ~ 14.15
R 14	1	中央区日本橋馬喰町二丁目～江東区亀戸七丁目	4.52	1.79 ~ 6.31
	2	江東区亀戸七丁目～江戸川区大杉三丁目	4.62	6.31 ~ 10.93
R 15	1	中央区日本橋一丁目～港区高輪二丁目	6.12	0.19 ~ 6.31
	2	港区高輪二丁目～大田区大森本町一丁目	6.17	6.31 ~ 12.48
	3	大田区大森本町一丁目～大田区東六郷三丁目	5.61	12.48 ~ 18.09
R 17	1	中央区日本橋一丁目～文京区千石一丁目	6.13	0.00 ~ 6.13
	2	文京区千石一丁目～板橋区大和町	5.35	6.13 ~ 11.48
	3	板橋区大和町～板橋区舟渡三丁目	4.49	11.48 ~ 15.97
R 17 BP	1	練馬区北町三丁目～板橋区三園二丁目	3.48	0.00 ~ 3.48
R 20	1	千代田区霞が関一丁目～新宿区新宿四丁目	5.17	2.94 ~ 8.11
	2	新宿区新宿四丁目～世田谷区松原三丁目	6.34	8.11 ~ 14.45
	3	世田谷区松原三丁目～世田谷区輪田三丁目	5.13	14.45 ~ 19.58
R 246	1	千代田区永田町一丁目～渋谷区渋谷二丁目	4.64	0.00 ~ 4.64
	2	港区赤坂一丁目～千代田区永田町二丁目	1.08	0.00 ~ 1.08
	3	渋谷区渋谷二丁目～世田谷区上馬二丁目	4.53	4.64 ~ 9.17
R 254	1	文京区本郷三丁目～文京区大塚二丁目	2.90	0.00 ~ 2.90
	2	文京区大塚二丁目～板橋区東山町	5.87	2.90 ~ 8.77
	3	板橋区東山町～練馬区旭町三丁目	6.45	8.77 ~ 15.22
R 357	1	江戸川区臨海町六丁目～江東区辰巳三丁目	5.29	22.88 ~ 28.17
	2	江東区辰巳三丁目～品川区八潮二丁目	5.83	28.17 ~ 34.00
	3	品川区八潮二丁目～大田区京浜島二丁目	4.89	34.00 ~ 38.89
R 357 BP	1	品川区八潮一丁目～品川区北品川二丁目	3.09	0.00 ~ 3.09

注) 協定区間の表示は、区間を区別するため表示方法を使い分けしたものである。